

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 1 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に関する Q & A について

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和 2 年 4 月 2 1 日付け事務連絡）でお知らせしたところです。

今般、当該事務連絡に関する Q & A を別添のとおり作成いたしましたので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の「濃厚接触者」に該当する者のうち、「手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者」とあるが、必要な感染予防策とはどのような策か。

（答）

- 濃厚接触者に該当するかの判断は、周辺の環境や接触の状況等個々の状況に応じて行われることになるが、必要な感染予防策とは、飛沫感染予防として患者が適切にマスク（現状においては、布マスク含む）を着用していること、接触感染予防として患者が接触者との面会前に適切に手指消毒が行われていることをいう。

参照：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

以上